

補助対象経費一覧表

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考					
本	雑工事	机	×		建物に固定されても、対象外とする。					
		コースロープ	×							
		教卓	×							
		椅子	×							
		ブラインド	×							
		カーテン	×							
		暗幕	×							
		緞帳	×							
		すのこ	×							
		花壇	×							
		防球ネット	×							
		神棚	×							
		体育用具	△	壁・床等に取り付けられたバスケットゴール、固定金具、肋木等（地域スポーツセンターに限る）		左記以外				
		各種球技ネット等の支柱固定金具及び鉄棒等の固定金具	△							
		陳列台・陳列棚	△	作り付けのもの及び既製品であっても、下地仕上げをせず、壁・床等に固定されたものを含む		左記以外				
流し	△									
ガス台	△									
下駄箱・雨具入れ	△									
掃除用具入れ	△									
ロッカー	△									
テレビ台	△									
タラップ	△									
鏡・姿見鏡	△	建物に固定されたもの	左記以外							
スクリーン	△									
国旗掲揚塔	△									
水呑み場	△	建物の壁・犬走り・玄関ポーチ等に附属したものと及び水泳プール	左記以外							
足洗い場	△									
泥落とし金具	△									
カーペット等	△	床仕上げ材として使われた場合	床に置いてあるだけのもの							
黒板・掲示板	△	固定されたもの	キャスター付き等の移動用のもの							
事		煙突	○							
		浴槽	○							
		室名札・階段表示札	○							
		換気扇・換気天蓋	○							
		換気ダクト	○							
		点検口蓋	○							
		ドレーン	○							
		屋上フェンス	○							
		雨受皿	○							
		和室畳・柔道畳	○							
		障子・ふすま	○							
		アコーディオンドア	○							
		網戸	○							
		スロープ	○							
		間仕切パネル	△				レール支柱等が建物に固定されたもの	ついたて等の移動が可能なもの		
		ベランダ	○				ただし、面積は対象外			
		日除けテント	△				プールサイドに固定されたもの	左記以外		
		附帯工事	電気工事				負担金・申請手数料	×		事務費に含める
							移動照明器具	×		
							保安灯	△	建物の外壁・犬走りに附属したもの	左記以外
	電気工事	テレビアンテナ	○							
		インターホン	△	壁等に埋設されたもの	卓上型、壁掛型					

補助対象経費一覧表

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
附帯工事	電話機	×		建物に固定されても、対象外とする。	
	マイクロホン	×			
	テレビ	×			
	得点書表示板、舞台照明装置、その他これに類する特別施設	△	建物に固定されたもの	左記以外	
	配線・配管	△	敷地内	敷地外	
	分岐・引込工事	△			
	電柱	△			
	スピーカー	△	建物の外壁・犬走りに附属したもの	左記以外	
	アンプ	△	非常放送用のもの	左記以外	
	変圧器	○			
	配(分)電盤	○			
	キュービクル	○			
	キュービクル等の廻りのフェンス	○			
	取り付け照明器具	○			
	表示灯	○			
	電気時計	○			
	ベル・チャイム・ブザー	○			
	避雷針設備	○			
	エレベーター	○			
	自家発電設備	○			
	非常用蓄電器	○			
	誘導灯	○			
	非常用照明設備	○			
	消防署への直接連絡設備	○			
	感知器	○			
	火災報知器	○			
	ガス漏れ警報機	△	壁等に埋設されたもの	左記以外	
	既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分(当該増改築部分にかかる経費とする)	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する
	電気容量の変更に伴う配線(配管)	△	補助対象建物	左記以外	
	給排水衛生機械工事	負担金・申請手数料	×		
ガスコンロ		×		建物に固定されても、対象外とする	
消火器・消火弾		×			
防火用貯水槽		△	右記以外	修景用の池等	
救命具・避難器具		△	建物に固定されているもの及び避難袋の類	左記以外	
分岐・引込工事		△	敷地内	敷地外	
給水栓		○			
貯受水槽		○			
給水タンク		○			
給水ポンプ		○			
給排水配管		○			
トラップ		○			
排水ポンプ		○			
犬走側溝		○			
排水溜枳		○			
散水栓		△	犬走り内	左記以外	
さく井		△	敷地内(給水工事に限る)	敷地外	
グレーチング	○				
し尿浄化槽	○				

補助対象経費一覧表

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考	
附	給排水衛生 機械工事	汚水ポンプ	○			
		瞬間湯沸器	○			
		ガス配管	○			
		諸コック	○			
		消火栓ボックス	○			
		連結送水管・配管	○			
		分岐・引込工事	△	敷地内	敷地外	
		既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる 工事のうち専用部分及び 共用部分（当該増改築部 分にかかる経費とする）	左記以外	
	増改築のための配管 配線	△	補助対象内建物	左記以外		
帯	冷暖房工事	ボイラー及び付属設 備一式	△	学校体育施設の水泳プー ル（屋内）及び社会体育 施設	左記以外	
		煙道・煙突・配管・ ダクト・ラジエター クリンヒーター等	△	右記以外	備品的な暖房器具 （ストーブ）	
		冷凍器及び付属設備 一式	△	学校体育施設の水泳プー ル（屋内）及び社会体育 施設	左記以外	
		蓄熱槽	△			
		ソーラーシステム	△	右記以外	他の補助事業により施工 する場合	
		ファンヒーター	×		建物に固定されても、対 象外とする	
		ストーブ	×			
		既存建物内のボイラ ー工事	△	増改築に伴い必要となる 工事のうち専用部分及び 共用部分（当該増改築部 分にかかる経費とする）	左記以外	共用部分は 撤去費を除 き面積按分 する
	増設予定の配管等	△	補助対象建物	左記以外		
事	門囲障等工事	門	△	建物の新增築に伴い必要 となる門柱・戸及び扉の 新增築（これに付随する 花壇等を含む）	左記以外及び道路に該当 するもの	
		囲障	△	建物の新增築に伴い必要 となる囲障の新增築で、 敷地境界又はこれに準ず る箇所にあるもの（生垣 等を含む）	左記以外	
		吹き抜けの渡り廊下	△	建物の新增築に伴い必要 となるもの（回廊状のも の、ピロティ利用は本工 事に含める）	既存建物間を接続するも の	
共	設計費	実施設計費	○	工事費の1%以内（前年 度支出済分も対象）	左記以外	
		基本設計費	×			
通	地質調査工事費	ボーリング等一式	△	敷地内	敷地外	
	仮設工事費	工事用搬入整備費・ 仮設渡り廊下設置・ 非常階段の移設費	△	右記以外	補助に関係のない仮設工 事：（例）仮設階段	敷地外も含 み、土地借 料も対象
		旧建物等の埋設物の 撤去費	×			
		既存建物等移転費・ 既存建物等解体費	×			
	外溝工事費	外溝工事費一式	×			

※ ○…原則として対象とする。
△…場合によって異なる。
×…原則として対象とならない。